

# 新聞 労 連



2021年 | No. 1311

11月1日（月）

- 長崎性暴力訴訟 傍聴者感想 2
- 東京労組「鍊成費」裁判 3
- 日経関連会社 賃下げ訴訟 3
- 共同通信20条裁判、和解 4

※記事、画像、表等の無断転載を禁じます。

日本新聞労働組合連合 | 〒113-0033 東京都文京区本郷2-17-17 井門本郷ビル6階

TEL03 (5842) 2201

FAX03 (5842) 2250

http://www.shimbunroren.or.jp

年間購読送料共2000円。組合員の購読料は組合費に含めて徴収しています

## 知る権利を侵害「市は責任認めて」

### 長崎性暴力訴訟で証人尋問

### 原告「女性記者への被害二度とないように」

長崎市の幹部男性による女性記者への性暴力を巡る訴訟の口頭弁論が10月4日と18日、長崎地裁であり、被告側と原告側の証人尋問がそれぞれ行われた。次回の来年2月7日が最終弁論となり、そこで結審。判決は来春とみられる。

4日は田上富久市長ら市側の尋問があった。午前9時半ごろから傍聴券を求めて列ができ、関心の高さがうかがえた。

法廷で市長は、加害部長が「(性行為の)合意があった」と説明していたと証言。原告の訴えには「二次被害を防ぐため市として真摯に向き合い取り組んだ」と述べたものの、そのために市長とし

長崎地裁に入る支援者たち



て具体的にどんな指示を出したかと問われると「記憶がない」を連発した。次に出廷した秘書課長と人事課長（共に当時）も市の対応の正当化に終始した。

18日には原告本人尋問があった。「私個人に向けられた暴力というだけでなく、記者を襲うことは国民の知る権利が侵害されている」と述べ、民主主義が問われていると訴えた。

原告の上司と同僚（共に当時）も証言台に立った。原告の様子が事件後に一変したことや、市が二次被害防止を名目として本件を報道としようとするメディアに「やめさせることはできないか」と協力を持ちかけられたと明かした。市側弁護団は「市は当初から二次被害防止を重視した」として反対尋問をしたが、上司らは「わが社は事件対応を本社に一本化するなど情報拡散防止に注意を払ってきたが、市が二次被害防止に動いた様子はなかった」とも証言した。

原告は「市は誠実ではなく、長い間事件をはぐらかし続けた。責任を認めてほしい」「女性記者の身にこうしたことがもうないように」と訴えた。

閉廷後の報告集会には会場とオンライン合わせて約100人が参加した。原告側弁護団の中野麻美

弁護士は「『二次被害を出させない』ということをお口にされた事実のみ消しだ」と批判。角田由紀子弁護士は「性暴力を巡る状況は世界的に変わってきているが、長崎市はその影響を全く受けていないことに驚いた」とし、市の主張は「強姦神話そのものだ」と切り捨てた。

新聞労連の吉永磨美委員長は「14年頑張ってきた原告と弁護団に敬意を表したい。そして今も各地で苦しむ性暴力被害者にとって今日の原告の言葉は激励となったのでは」とねぎらった。会場からも「原告の話に勇気付けられた」「原告の毅然とした態度に、二度と女性記者が同じ被害に遭わないようにという強い思いを感じた」との声が相次いだ。男性支援者からは「この裁判には男性中心社会の構図が表れている。男性側が問われている」といった意見も出た。

記者は2007年7月、取材で会った市幹部から性暴力を受け、心的外傷後ストレス障害（PTSD）に苦しめられたほか、市が対策を怠ったため虚偽の情報が広まって名誉を傷つけられたとして、損害賠償と謝罪を求めて2019年4月に市を提訴。市幹部は07年10月末に市の内部調査後に死亡。自殺とみられる。（関連記事2面）

原告

### 温かい支援に 心から感謝

ヤマ場が終わり、ほっとしています。10月4日と18日、私は法廷のついでの中において傍聴席も証言者の姿も見なかったのですが、各証人が語ること全てが私に関することなので身が引き締まりました。

市は事件を否定する立場なので、市側3人が法廷で事実を反することを述べても、腹も立ちませんでした。むしろ被告側弁護団の質問を聞いて、「あんなふうには証言すればいいのかわかりません」「私にもあれを聞いてくるだろう」と準備ができました。

それにしても田上市長は「真摯かつ誠実に対応」という言葉で乗り切りたかったようです。10月3日付長崎新聞には出廷前日の市長の記事が、4日の証言後には取材を受けて市長がこの言葉を繰り返しています。よほど印象付けたかったのでしょう。

しかし市は不誠実極まりなかった。これが私の最も訴えたかったことです。18日の本人尋問ではこれを、言葉に変え、例を交えて自分で証言できました。

また、本人尋問は時間を超過して行われました。予定は100分（原告側弁護団の主尋問60分、被告側弁護団の反対尋問40分）でしたが、実際は120分やりました。裁判官3名はその間、私から目をそらしませんでした。左陪審が追加質問をし、裁判長は「何か言いたいことはありますか」と最後に聞きました。私は、①この事件は記者の取材中に起きたこと、②女性記者の身にこうしたことがもうないようにと訴えました。

閉廷後、傍聴者の反応を知って私はより安堵しました。「支える会」の門更月さんは「あなたは立派だ」と感慨深く言ってくれ、07年から私を支えてくれている明珍美紀記者（毎日新聞）からは「感動的だった、女性記者の被害を二度と、とよく言ってくれた」といたわりの言葉をもらえました。

ここまでくるのに14年かかりましたが、温かい人たちに支えられてきたと心から実感しました。傍聴した皆様、傍聴券のため並んでくれた皆様、関心を持って報道を見てくれた皆様に本当に感謝を申し上げます。

弁護団

### 市が守ろうと したのは加害者

#### 二次被害防止で「具体的対応なし」

長崎市性暴力訴訟で10月4日と18日に行われた証人尋問では、市が事件の把握の過程で二次被害の防止を怠り、その後も虚偽情報や憶測を広げないための具体的な措置を取らなかったことが浮き彫りになった。

弁護団の中野麻美弁護士は「市が守ろうとしたのは加害者だ。自分たちの不祥事を消したいだけで、被害者の二次被害は想像していなかった」と市の姿勢を厳しく批判した。

原告は18日の法廷で、「私にとっては今も解決していない。田上市長は過去のことにして残念だ」と述べた上で、公的機関の幹部の取材の過程で事件が起き、記者の仕事ができなくなったと振り返り、「知る権利が阻害されている」とも訴えた。中野弁護士は「原告とは尋問に向けてキーワードを共有し議論してきた。きょう一番冷静沈着だったのは原告だ」と、個人の権利主張を超えてより広い視点から証言した原告をねぎらった。

法廷では、原告が所属する社の当時の上司も証言に立ち、まじめで熱心な仕事ぶりだった原告が被害に遭ったと知った際、とても驚き、憤りを感じたことを語った。反対尋問では、事件を知った一部報道機関が記事を出すことをやめさせるよう「なぜ上司のあなたが動かなかったのか」と問い詰められたが、上司は「本社に窓口を一本化していた」と述べ、社は一丸となって原告を守る努力をしたことを強調。逆に、「二次被害防止」を口にして

していたのに市が動いた事実はなかったと明言した。

#### 来年2月に原告陳述し結審へ

弁護団の角田由紀子弁護士は「当時、長崎に女性記者が1人しかいなかった社が動けば氏名が分かかってしまい、できるわけがない。市は自分たちが加害者であることを忘れていて、加害者責任を果たすべきなのに、大きなごまかしだ」と批判。市が二次被害防止を怠り、被害者側に責任を押し付けようとした事実があぶり出されたと強調した。

4日の弁論でも、事件に関する情報が外部に漏れないよう具体的な指示を出したかと問われた田上市長は「記憶がない」と回答。性暴力についても、「訴訟になってから原告が主張するストーリーが変わってきた」など当事者意識を欠く証言をした。また、市秘書課長（当時）が、原告の所属社からきた抗議内容を加害部長（市の聴取後に死亡）に直接伝えていたことを認めるなど、ずさんな内部対応の実態も明らかになった。

来年2月7日の最終弁論で、提訴から3年近くに及んだ裁判は結審を迎える。弁護団によると、改めて本人の意見陳述を行う方針という。中野弁護士は「判決に向け裁判所はきちんと時間を取り、証拠に基づいて判断してほしい」と話した。



報告集会で発言する吉永委員長(右)と弁護団

# 問われる男性中心社会

## 長崎性暴力訴訟 裁判傍聴者の感想

### 根強い女性差別を痛感

モッシューもうセクハラを許さない女たちの会・ながさき代表／長崎市幹部による性暴力事件の被害者を支える会事務局 門 更月さん

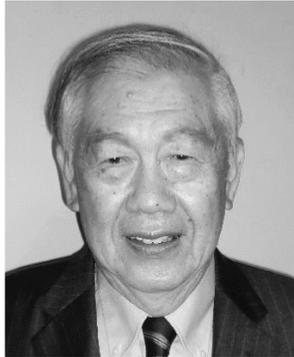


証人尋問の裁判をすべて傍聴して、最も印象的だったのは、事件発生後の対応の仕方が長崎市と原告所属社では全く対照的だったという点だ。所属社はすぐに原告を守るべく社内外にかん口令を敷き対応を本社1本に絞った。対して田上市長は二次被害防止に努めたと言ったが、かん口令などの指示は全くせず、市幹部らに至っては原告に非があるかのような情報を流していたことがわかった。結局市は「二次被害防止のため」市や仲間を守るべく新聞掲載を防ぐことに注力しただけである。それは田上市長の証言に、被害者の人権を守るとか被害者に対する非難や中傷を防ぐという言葉が一切なかったことから明らかだ。

市民としては恥ずかしい限りだが、男女共同参画条例などを制定して形は整えても、男尊女卑やジェンダーに基づく意識が根強く、女性差別の土壌が一向に改善されていないことを痛感した。この裁判はそのことも私たち市民に問いかけている。

### 男性の意識変革が必要

言論の自由と知る権利を守る長崎市民の会事務局 関口 達夫さん



田上長崎市長は、法廷で嘘の証言をした。二次被害の防止に一貫して取り組んだという。それなら何故、性暴力の加害部長が自殺した直後の記者会見で被害者が勤務する報道機関の名前を明らかにしたのか。社名がわかれば女性

記者は容易に特定され、噂、憶測が飛び交い二次被害を引き起こす。その認識すら欠如していたのだ。市長は、事件の調査は公平に行ったとも証言した。しかし、「合意があった」との加害部長の弁明をうのみにし、原告に聞き取り調査をしなかった。それどころか原告にも非があったとの姿勢を崩さなかった。市幹部らから「合意の上」との虚偽の情報が市議会議員や週刊誌などに流され、性暴力の事実は、隠蔽された。

ただ、このような構図は、セクハラ、性暴力に共通している。根底には男上位の社会構造と「女にも非がある」という男の勝手な思い込みがある。この現実を変えなければ性暴力は繰り返される。裁判を通して男の意識変革こそ必要だと痛感した。

## 大丈夫？裁判官が全員男性

新聞通信合同ユニオン委員長 松元 千枝さん



長崎市幹部から性暴力にあった女性記者が10月18日、法廷に立った。14年間、心に溜めてきた思いを訴えるにはあまりに短い時間だったが、記者は冷静かつ的確に当時の状況や自分の気持ちを語った。

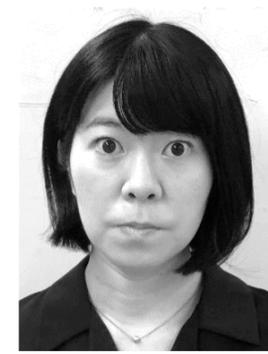
元上司や元同僚からも切実な証言がなされたが、それを聴きながら傍聴席で私が心配したのは裁判官3人が男性であることだ。

性暴力やセクシュアル・ハラスメントの被害によって引き起こされるPTSDの深刻さやその因果関係。土地勘のない夜道を運転させられた不安感。取材先との圧倒的な力関係がある中で、すぐ隣の強者が助手席から指示してくる状況の怖さ。女性であればほとんど誰も他者からの支配の恐怖を共有できるが、裁判官という権威的立場にある男性らにはそれをくみ取れる想像力があるのだろうか。疑問が残った。

原告が背負った14年の苦悩は裁判だけでは完全に癒すことはできないが、勝利するまで法廷の内外できちんとした判決が出るよう訴えていきたい。

## 原告に勇気づけられ「思い共に」

河北新報労働組合 浦 響子さん



原告の証人尋問を聴いて、公権力を乱用した卑劣な性暴力に改めて強い憤りを感じた。誠実に取材活動をしていた原告が突然受けた被害は自分を含め、いつ、どの会社の誰の身にも起こり得ることであり、絶対に許せない。世界的な「#MeToo」運動に伴い、セクハラに

対する認識が当時より広まった今でも、女性記者に対するハラスメントは存在している。取材先でも、残念なことに社内ですら。苦しい中で声を上げ「日々努力して働いている女性記者が二度と被害に遭わないように訴えたい」と話した原告にとっても勇気づけられ、私たち自身が行動を起こし状況を変えていかなければと実感した。

約2時間、どんな質問に対しても終始冷静に答える原告の姿は凛として、責任逃れを続ける長崎市の姿勢とは本当に対照的だった。市が事実を認めて原告に謝罪する日まで、その先もずっと、思いを共にしていきたい。

## 「新聞労連のジェンダー平等宣言」

### 11.21 起草・採択に向け全国集会開催

新聞労連は9月7日の第1回中央執行委員会および同月21日の第137回中央委員会で、今年度の課題を確認し、その中でジェンダーガイドブックの発刊、21年1月臨時大会において、新聞労連として「新聞労連のジェンダー平等宣言」の提案・決定を目指すことを確認しました。

右側にあるように上記中央執行委員会でジェンダー平等宣言(案)について考え方を示しています。新聞労連の最高議決機関である臨時大会でこの宣言(案)を採択し、新聞内外、とりわけ働く職場環境、紙面等においてジェンダー平等を推進していければと思います。よりよい宣言にしていいため、各単組からの意見を募り、新聞労連全体で議論を行い、細部を詰めていきたいと考えます。

つきましては、標記の通り、オンラインによる討論の場を設定したいと思います。各単組の執行部はじめ、ジェンダーに関連する専門部、新研部、関心のある組合員の皆さんからの積極的な参加をお待ちしております。なお、全国集会前に詳細な資料を参加予定者にお送り致します。

#### 記

■日時：11月21日(日) 14:00~17:00

■場所：オンライン(ZOOM)

■議題：新聞労連ジェンダー平等宣言の策定に向けて

■内容：前半は全体会で宣言内容について説明、後半は分科会

■申込切：11月18日(木)正午

申し込みQRコードはこちら →



9月7日に開催した新聞労連第1回拡大中央執行委員会で特別中央執行委員が提案した内容は以下の通り。

#### ●新聞労連ジェンダー平等宣言の目的

新聞業界全体のジェンダー平等を推進していくにあたり、新聞労連としてジェンダー平等宣言を最高議決機関である大会で採択する意義は大きい。

#### ●平等宣言の項目案について

- ① 誰もが当事者意識を持って、あらゆる立場や場面でジェンダー平等を意識し、実現に向けて行動する
- ② 性別役割分業意識をなくし、心身ともに健康で働き続けられる職場環境にする
- ③ 職場の人員配置や意識決定の場において、ジェンダーバランスを実現する
- ④ ニュースやイベントなどあらゆる発信の場面で、社会的影響力を自覚しジェンダー平等の意欲に努める
- ⑤ 宣言内容の到達度や実施状況を定期的に検証し、改善していく

#### ●宣言作成スケジュールについて

特別中央執行委員で原案を作成する。21年11月、討議の場を設けて内容を詰める(全国集会の開催)。2月の新聞労連中央執行委員会で承認し、2022年1月の臨時大会で採択・決定する。

集会 Zoom の QR コードは

こちら →



## 検証チームが正式発足

### 道新記者逮捕問題

旭川医科大学で取材中の北海道新聞の記者が現行犯逮捕された事件で、新聞労連は10月14日に検証チームを正式に発足させた。検証チームは半年後の報告を目処に活動する予定。活動は、①逮捕の妥当性②「無断録音」など取材手法について③会社の対応のあり方の3テーマを柱に据えて、事実の調査・検証とともに類似事例の集積と法律的側面などからの検証、組合員へのアンケートなどを展開する。

チームのメンバーは、労連本部、岩橋拓郎新聞研究部長(共同労組)、新聞研究部副部長、在京新聞研究部員、申し出のあった組合員で十人程度の構成員数に達した時点で募集を打ち切る予定。事実の調査・検証については、北海道労組の協力を得ながら行う。

# 大震災から10年 防災テーマに

## 青女部全国代表者会議 仙台拠点にオンライン開催

青年女性部は10月9日、仙台市の河北新報社で、第68回全国代表者会議を開催した。新型コロナウイルスの感染防止のため、単組青女部長ら約50名はオンラインでの参加となった。

今回の全代は「災害は明日かも～考えてみるっっちゃ防災・減災～」をテーマに、6月に中止となった全国学習集会で実施予定だったパネルディスカッションやグループワークを行った。

パネルディスカッションでは10年前の東日本大震災を経験した報道(デスク、現場記者)、営業、販売各部の社員4名が登壇。当時を振り返り、それぞれの立場から当時の苦悩や備えの大事さについて語ってもらった。

グループワークでは「災害が起きる前の地域の

防災・減災について考える」をテーマに5班に分かれ、各社の現状やパネルディスカッションの感想を共有しながら議論を深めた。各班からは「西日本豪雨で避難がうまくいったところとそうでないところで被害の差があった。市民に避難の力を付けてもらえるような企画を実施してはどうか」「非常用の備蓄だけでなく、社内のコミュニケーションを活発にしたり、リモートでの組み版体制を整えたりといったように、さまざまな『備え』を充実させるべきだ」などの提言があった。

最後に次期青年女性部長を務める北日本新聞労組の水島智代さんが決意を述べ、全員でグッジョブコールを行い、会を締めくくった。

【青年女性部副部長・丹野裕太＝河北労組】



河北新報社員によるパネルディスカッション

## 主張整理しつつ和解模索

### 日経関連会社の賃下げ訴訟

日本経済新聞社の関連会社に勤務する新聞通信合同ユニオン組合員の役職手当引き下げ訴訟は10月13日、東京地裁で弁論準備手続きがあった。原告側は会社側が提示した和解案には要求と隔たりがあると難色を示したが、裁判官は双方の主張を整理しつつ和解を模索する方針を示した。

裁判官は争点を①賃金減額前の所定内労働時間とその対価としての賃金が、役職定年制導入によってどう変化するか②役職定年制の規定が賃金減額にどのような効力を及ぼすか、の2点とした。さらに「過去分の賃金を清算した上で、今後の賃金で折り合えるようにしては」と述べ、原告側からの和解案提出も求めた。原告代理人は手続き後「争点が整理され、やっとな話に入った」と語った。次回弁論準備手続きは12月8日午前11時15分から。

訴訟で会社側は、原告が役職定年制に該当する管理職として賃下げを行い、役職定年後は労働基準法上の管理監督者であるとも主張。原告側は、役職定年制導入時の事前説明を受けておらず、減額の根拠が不明確と訴え、役職者でも管理監督者でもないとして反論している。

原告は裁判官に対し「上司が同僚への指示を出さなくなった。私に指示を出させ管理監督者に見せ掛けようとしているのでは」と会社側への不信感を吐露。他の社員のよそよそしさを感じることもあるといい、職場環境の変化を水面下で感じていると話した。

## 定昇実施に向け攻勢強める

### UPCがFCCJと団体交渉

日本外国特派員協会(FCCJ)の労働組合(Union of Press Club=UPC)は、19年度から続く定期昇給凍結の撤回と、無期転換社員の正社員化などを求め、10月19日、団体交渉を行った。団交には新聞労連から杉村めぐる書記、東京地連から琴岡康二書記が参加した。

FCCJは、前回6月18日の団交でコロナ禍での収入減と現金不足を理由に定昇は困難との回答を示した。それを受けて、UPCは労連とともにFCCJの財務状況を分析。その結果、2年前の転居の際、7億円超を不動産会社からビル工事費として受贈したことで、減価償却費が大幅に増大したことがわかった。減価償却費を除けば、収入が支出を上回っており、現金も回復していることから、定昇は可能と判断。改めて定昇の実施を要求した。

今回の団交でFCCJ側は、具体的な金額は提示しなかったものの、前回より態度を軟化させ、「定昇はゼロにすべきではないが、従前どおりにもすべきではない。労使が納得できる地点があると思う」との見解を述べた。UPCは2年前から定昇を凍結されていることから、あくまで満額回答を求める方針。

2015年から要求してきた無期転換社員(旧契約社員)2名の正社員化については、退職金の算定期間など労働条件の最終調整に入っており、次回の理事会で承認されれば、組合に具体案が示される見通し。

## 東京労組「錬成費」裁判 社の集金力と蓄財を開示拒否

中日新聞社が全社員に年3千円支給していた手当「錬成費」を労使合意なく廃止した労働契約法違反事件の裁判で、東京新聞労組を代表して従前通りの支給を求めている原告の宇佐見昭彦委員長は10月5日、これまで情報開示されていない経営数字などを明らかにするよう、被告の社側に求める「求釈明申立書」を東京地裁に提出した。だが、社側は同27日付の回答書で、経営数字に関し「応じる理由はない」として開示を拒否した。

経営内容が「新聞社として危機的」と主張する社側が9月に提出した準備書面には、これまで存在しないとされてきた「連結決算」の損益数字が突然登場。連結対象が何社あり、どの子会社なのかすら不明だった。自ら「連結決算」を持ち出しておきながら、その中身さえ開示を拒む態度は理解不能だ。社は普通の団交でも、保有資産などについて答弁を拒むことが多く、労使の情報共有を

ないがしろにして不況宣伝を繰り返している。

原告側が開示を求めているのは▼連結対象の社名▼連結決算の財務諸表▼連結の有無にかかわらず全ての子会社・関連会社の財務諸表、中日新聞社による保有株式数、受取配当▼全ての金融資産(株・債券・保険商品等)の目録、時価評価額、配当金収入や受取利息▼所有する全不動産(土地・建物)の目録、取得原価、時価、賃貸収入の推移、今後の利活用計画と取得計画一など。

東京地裁の第6回期日(弁論準備)は10月28日に行われたが、社側の開示拒否の姿勢は変わらなかった。次回弁論準備は来年1月19日。

一方、錬成費の廃止強行に伴う不当労働行為(団交拒否、支配介入)事件は、都労委の第3回調査が10月12日にあり、廃止強行前後に当たる昨年春の団交記録など労使双方の書証を確認した。次回調査は11月17日。

## ジェンダー平等など決議

### MIC第60回定期総会

日本マスコミ文化情報労組会議(MIC、議長・吉永磨美新聞労連委員長)は9月25日、第60回定期総会を開催した。オンラインの併用で50人が参加。21年度の活動方針などを決定した。

単産からは、コロナ禍の影響が深刻化している非正規労働者やフリーランスの支援に関する発言

が相次いだ。21年7月に中労委で和解解決に至った朝日放送ラジオ・スタッフユニオンからは、連帯と支援への謝辞が寄せられた。

最後に、「連帯」や「草の根」の精神を大事に「声を上げづらい仲間とともに、さまざまな労働争議、労働問題に取り組んでいきましょう」などとする大会宣言の他、「ジェンダー平等の推進」など3つの特別決議を採択。酒井かをりMIC副議長(出版労連委員長)が、単産の垣根を越えてジェンダー課題に取り組むことの重要性を訴えた。

## 祝勝会取材 早くできるように

石田 順平(近畿地連委員長代行=報知労組)

新幹線、飛行機に乗ると乗客が増え、プロ野球のナイター取材後に飲食店が開いているのを見るとWITH コロナの生活が浸透しつつあるのだと実感します。コロナ禍によりスポーツ取材の方法が大きく変わり、オンライン取材、代表取材などがスタンダードになりました。これもコロナ禍による新しい取材方法だとは思いますが、取材対象者との距離が遠くなっているようで寂しさを感じます。この時期スポーツ紙でカメラマンをしている私=写真=にとっての楽しみはプロ野球の祝勝会取材です。俗にいうビールかけです。緊張感のある現場ゆえに人前では「祝勝会の取材は嫌いだ」なんて言ってしまうこともあります。やはり祝勝会には魅力があり好きな取材のひとつです。優勝マジックがM2になると毎試合ズボンの下には水着を着用し取材に臨むほどです。なぜかと言うと祝勝会は時間との戦いだからです。オーナー、監督の挨拶、鏡割りが終わると選手会長の号令でビールかけがスタートします。紙面の締め切り時間に追われながら、ビールかけが盛り上がる開始

の数分間で監督、必要な選手を撮影しなければなりません。そのため他社のカメラマンと体をぶつけ合いながらの取材も珍しくなく、

コロナ禍ではあり得ない取材環境で撮影していました。ビールかけが終わるころには皮膚からアルコールを吸収してほろ酔い気分になるのも手伝って、取材後カメラを片付けながら今年もプロ野球のシーズンが終わったなとセンチメンタルな気分になります。そしてまた報道陣も2月のキャンプに向け気持ちも新たに始動するのです。

WITH コロナの取材方法が浸透しつつありますが、こんな状況だからこそ人と人とのつながりを大切にして取材することがさらに大切になってくると思います。早くコロナ前のような祝勝会取材ができるようになることを願うばかりです。



48

# 共同通信20条裁判 和解成立

## 内容は非公表

共同通信社の国際局海外部で英文記事の配信権限を持つデスク業務(関門デスク)に携わった元契約社員(62)が、正社員と同じ重責を担っていたにもかかわらず差別待遇を受けたとして同社に損害賠償を求めた訴訟は10月25日、東京地裁(伊藤由紀子裁判長)で和解が成立した。和解内容は非公表。元契約社員の男性は「皆さんのこれまでの支援に感謝したい。一区切りついた。非正規雇用労働者と労働組合は、引き続き均等待遇へ取り組んでほしい」とコメントした。

元契約社員は、2019年に退社するまで10年あまり携わった記事配信責任者としての業務は管理職を中心とする正社員の関門デスクと同一にもか

かわらず、賞与と退職金で著しい差別を受けたとし、格差は不合理な賃金格差を禁じた労働契約法20条に違反するとして、同年11月におよそ1900万円の損害賠償請求訴訟を起こした。

原告側は、関門デスクの仕事は99%が記事の編集と配信で、会社が提出した比較対象者の報酬額に基づく賞与の格差は最大で2.7倍、退職金も原告側の計算に基づく3倍で、不当な格差が裏付けられたと主張。被告は正社員のデスクは海外部や会社の運営業務も担い、業務内容に違いがあるため格差は不合理ではないと反論していた。原告は、退職金に関する話し合いで上司からパワハラも受けたとして、この点でも賠償を求めている。

和解は、6回の口頭弁論を経て7月に開かれた非公開の弁論準備手続きで伊藤裁判長が提案。双



地裁前で記念撮影する原告(左から4人目)と弁護士、支援者のみなさん

方が和解協議に同意し、交渉が続けられていた。元契約社員は、1984年に正社員として共同通信に入社。2000年に退社後、翌年契約社員のデスクとして再雇用され、2008年に関門デスクに就いた。

## 「役職手当は残業」社が強弁

### 埼玉新聞 未払い残業代請求訴訟

埼玉新聞労組委員長が原告となって起こした未払い残業代請求訴訟で、10月13日、さいたま地裁で第1回弁論が開かれた。請求に対し、会社側は棄却を求めた。今回は12月6日に電話会議で弁論準備手続きが行われる。

会社は債務超過に陥った2019年、未払い残業代と退職金の減額、早期退社を含むリストラを実施した。同時に、若手を中心に20人以上の社員が社を去った。しかし、経営幹部の一部は会社に残り、いまだ経営再建は道半ばで課題は山積している。

弁論では、原告が支払いを求めた未払い賃金に関わる時間外労働賃金の算定基礎となる役職手当について、会社側は「実際のところは、定額時間外労働手当」などと主張した。リストラ時には、社員に対し積み積もった未払い残業代の減額に同意を求めたが、司法の場では役職手当は時間外労働に当たると強弁している。

一方、提訴に向け当時執行委員だった同委員長は6月、株主に経営の実態を伝えたところ、社側は8月、問題の所在を明確にせず、委員長の「制裁(懲戒処分)」手続きに入るとの通知を出してきた。組合はこうした対応を不当労働行為とみなし、地労委に報告、あっせんや救済申立ても視野に検討を進めている。

## 「新聞業界の仕事」本音で語る

### 2023 東京・大阪就職フォーラム

2023年春に就職を志す大学生に新聞社や通信社の仕事を知ってもらおうと、新聞労連は10月9日に大阪、10日に東京で、「新聞業界就職フォーラム2023」を開催した。コロナ対策としてオンラインで展開し、東西合わせて学生ら約120人が参加。編集、営業・販売などの職場で働く組合員が現場からの声を伝えた。吉永磨美委員長は「新聞業界の経営は厳しいが、今後も新聞ジャーナリズムの役割は変わることはない」と呼び掛けた。

9日(大阪)の第1部「本音で語る記者最前線」では、全国・地方紙の5人が登壇。社会部や運動部、支局、校閲センターと所属もさまざま、事件事故の遺族取材にまつわる葛藤や特ダネにつながる人脈づくりの大切さ、コロナ禍での取材について実体験を交えて語った。子育て中の男性記者は「ここ10年くらいで女性が増え、子育てをきっかけに辞める人は少ない。社会部の戦力として働いている」と話した。

第2部「営業系職場のすべて」では、広告・販売部門の4人がウェブサイトや放送局と組んで提案した広告企画の事例や販売網の維持の苦労などを明かした。第3部は「プロの目で時代を斬る」をテーマにスポーツ紙記者4人が登壇。うち2人は女性で、第一線で若手女性が活躍している現状をアピールした。写真記者は五輪取材で偉業達成の瞬間を切り取った達成感、元プロ野球担当者はリーグ優勝に立ち会えた喜びを語った。整理記者は自身が組んだ紙面がSNSで話題になった事例を紹介した。最後に、22年春の内定学生5人が筆記試験に向けた準備や面接対策を助言した。

10日(東京)は午前が全国紙・通信社、午後はブロック紙・地方紙・スポーツ紙の各セッションで開催。午前は朝日、毎日、読売、日経、共同の組合員にNHKのディレクターも加わり、「記者になる人は伝えたいという思いが大切」「どこに配属されても大局的に考えられることが必要」など、個人の体験も基に率直な意見が交わされた。

午後は道新、河北、東京、西日本、報知の記者・営業職が登壇。整理部の仕事の特徴や、地域のきめ細かい記事など全国紙とは違う視点、街づくり・

地域復興への取材などが紹介された。登壇者別の質問コーナーも設定され、参加した女子学生は「こんなに多くの新聞社の方と個別に話せる機会はありません。記者になりたいというモチベーションが上がりました」と感想を寄せた。

## 51人の学生がメディアへ

### 22年春入社の労連作文ゼミ生

メディア業界を志望する学生を対象に、新聞労連が毎年開催している「作文ゼミ」の今期の受講生のうち、10月末時点で計51人が、来年春の新聞・放送・出版業界への就職を決めた。

それぞれの就職先は、読売9人(内定15人)、共同通信8人(16人)、NHK7人(9人)、朝日5人(5人)、中日4人(7人)、北海道3人(3人)、日経2人(6人)毎日1人(6人)、京都1人(2人)。西日本、信濃毎日、琉球新報、スポニチ、苫小牧民報、岐阜、静岡の各新聞社にも、それぞれ1人が就職する見通しだ。日本テレビや朝日放送、CBCテレビなどの放送局や、角川書店に進む学生もいる。

近年は大手紙を中心に採用人数の抑制が進む中、昨年の47人を上回り、今年も過去最高の内定人数を更新することができたのは、最後まで粘り強く就職活動を続けた学生の頑張りが大きい。今年は先に内定を獲得した学生がアドバイザーとなり、オンラインで自主的に面接練習を繰り返す姿が印象的だった。

新聞労連は2004年から「就職フォーラム」を開催。06年からは、フォーラムの参加学生を対象に希望者を募り、作文やESの書き方、面接などを指導する無料のゼミを始めた。学生を10人前後に班分けし、今年は労連本部と朝日、読売、共同の各労組委員長が講師を務めた。私は14年の労連委員長就任をきっかけに講師として関わるようになり、今は学生就職支援指導の責任者を務めている。

今年の「就職フォーラム」は、コロナ禍の余波で初のオンライン開催を強いられたが、「作文ゼミ」が本格始動する11月のガイダンスからは、ようやく対面での活動が可能になる。東京だけで70人以上が参加する見通しで、早くも再来年春の就職に向けた支援活動が始まる。

【共同通信労組・新崎盛吾】

## ジャーナリズム大賞

### 応募作品募集中

新聞労連は毎年「平和・民主主義の発展」「言論・報道の自由の確立」「人権擁護」に貢献した記事・企画・キャンペーンに「ジャーナリズム大賞」を贈っています。第26回への応募が10月1日より開始しました。2019年から、業界紙・スポーツ紙を対象にした「専門紙賞」も創設しました。選考は、元AERA編集長の浜田敬子さん、フォトジャーナリストの安田菜津紀さん、元毎日新聞記者で「放送レポート」編集委員の臺宏士さん、元共同通信記者でジャーナリストの青木理さんの4人が行います。

募集対象は、原則として20年12月22日以降に掲載・配信された記事、企画、キャンペーンで、締め切り時点で連載中のものも可。自薦、他薦は問いません。必要事項を応募用紙に記入し、作品を電子データ(PDFファイル)で送ってください。ファイル転送サービスやドロップボックスの利用も可能です。

宛先: shinken@shimbunroren.or.jp  
タイトル: ジャーナリズム大賞係

2021年12月21日(火)正午必着です。多くの皆さんからの応募をお待ちしております。問い合わせ先:新聞労連 ジャーナリズム大賞係 TEL:03-5842-2201

## JTC若手記者研修会 スペシャル講座

### 入管問題・指宿弁護士

11月13日(土)開催

新聞労連・新研部では、11月13日(土)17:00から入管・人権問題をテーマにスペシャル講座をオンラインで開きます。講師は、名古屋の入管施設で亡くなったスリランカ人女性の代理人を務める指宿昭一弁護士。世界各国の人身売買に関する米国の2021年版報告書で、人身売買と闘う「ヒーロー(英雄)」にも選ばれています。

法務省には、難民の問題も含め、記録ビデオを見るのも弁護士の立ち合いを許さないかたくなな態度など、懸念事項がたくさんあります。現場のみなさんとそれらの問題点を共有し、考えていきたいと思ひます。

ZOOM接続先は、11月12日(金)に配布資料連絡と共に申し込み者にお知らせいたします

- 申込締め切り:11月11日(木)10:00
- 申し込みはグーグルフォームから(2次元バーコードからアクセスして下さい)



招請状は11月5日(金)までに各労組にメールでお送りします。